

国家知識産権局弁公室の「技術調査官による専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争の行政裁決処理への関与に関する若干の規定（暫定）」印刷・配布の通知

公布日：2021年5月10日
国知弁発保字〔2021〕17号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市（政令指定都市に相当）、副省級都市、新疆生産建設兵団知識産権局、局機関関係部門、専利局関係部門 御中

習近平総書記の中央政治局第25回集団学習時における重要講話の主旨をさらに徹底し、中国共産党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁の「知的財産権保護の強化に関する意見」における知的財産権に係る行政法執行事件の処理への技術調査官制度の導入に関する要求を実行するために、「技術調査官による専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争の行政裁決処理への関与に関する若干の規定（暫定）」を制定する。ここに印刷、配布するので、これに従い実行されたい。

特にここに通知する。

国家知識産権局弁公室
2021年5月7日

（担当者及び電話：知的財産権保護司 陶穎 邵源淵 010-62086963 62083795）
（本文書は公開で告示する）

技術調査官による専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争の行政裁決処理への関与に関する若干の規定（暫定）

第一条 中国共産党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁の「知的財産権保護の強化に関する意見」を徹底して実行し、技術調査官による知的財産権侵害紛争の行政裁決活動への関与を規範化するために、「専利法」、「行政訴訟法」、「集積回路の回路配置に関する保護条例」の関連規定に基づき、専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争の行政裁決処理業務の実情を踏まえ、この規定を制定する。

第二条 国家知識産権局と地方の専利業務を管理する部門は、専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争事件を処理する場合において、技術調査官を任命、派遣し、行政裁決活動に参加させることができる。

第三条 技術調査官は、行政裁決の補佐官に属し、事件の合議結果に対して表決権を有しない。

技術調査官は、行政裁決処理担当官の任命・派遣に基づき、事件の技術的事実を究明するために諮問、技術調査意見の発行及びその他の必要な技術協力を行う。

第四条 国家知識産権局は、国家技術調査官名簿データベースの構築、技術調査官の選任と管理に責任を負う。

各地方の専利業務を管理する部門は、各管轄区内の技術調査官を選任、管理することができる。

第五条 技術調査官は、専利局、業界団体、高等教育機関、科学研究機関、企業・事業単位等の関連分野の技術者から選抜することができる。

第六条 行政裁決が重大、難解、複雑な技術的問題に関係し、技術調査官による決断が困難である場合は、さらに高等教育機関、科学研究機関から関連の技術分野で副高（副高級職称、「副」のつく上級職——訳注）以上の役職を有する専門家を招聘し、諮問を受けることができる。

第七条 行政裁決処理担当官の任命・派遣に基づき、技術調査官は行政裁決活動において次の各号に掲げる職責を遂行する。

- (一) 技術的事実の争点及び調査範囲、順序、方法等に対して意見を提出する。
- (二) 調査・証拠収集に関与する。
- (三) 尋問、口頭審理に関与する。
- (四) 技術調査意見を提出する。
- (五) 行政裁決処理担当官に協力し、鑑定士、関連の技術分野の専門家を纏めて意見を提出させる。
- (六) 合議体の関連の会議に列席する。
- (七) その他の関連業務を完了させる。

第八条 技術調査官は、調査・証拠収集に関与する場合において、事前に関連の技術資料を閲読し、調査・証拠収集の範囲、手順及び注意事項等について意見を提出しなければならない。

第九条 技術調査官は、尋問、口頭審理に関与する場合において、当事者及びその他の関係者に質問することができる。

第十条 技術調査官は、事件の合議前に事件に係る技術的問題について技術調査意見を提出しなければならない。

技術調査意見は、技術調査官が独立して発行、署名し、対外的に公開しない。

第十一条 技術調査官が提出した技術調査意見は、合議体が技術的事実を認定するための参考とする。

合議体は、技術的事実の認定に対して法により責任を負う。

第十二条 技術調査官は、行政裁決活動に参加する場合において、裁決文書上に署名しなければならない。

第十三条 行政裁決活動に参加する技術調査官を確定又は変更した場合には、3 業務日以内に当事者に告知し、かつ、当事者は技術調査官の忌避を申し立てる権利を有する旨を法により告知しなければならない。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、技術調査官は回避しなければならない。技術調査官が回避しない場合は、当事者及び代理人は忌避を要求する権利を有する。

- (一) 本件の当事者又は当事者の近親者である。
- (二) 本人又はその近親者が本件との間に利害関係を有する。
- (三) 本件の証人、代理人を担当したことがある。
- (四) その他事件の公正な処理に対して影響を及ぼす可能性がある。

技術調査官の忌避は合議体の長が決定する。

第十五条 技術調査官は、当事者の営業秘密及びその他の情報を含め、行政裁決活動への関与において知り得た情報に対して、守秘義務を負う。

第十六条 技術調査官は、国家知識産権局が手配する関連の研修に参加しなければならない。

技術調査官は、任命・派遣を受け又は関係部門の招聘に応じ、地方の専利業務を管理する部門の人員に対して業務研修を行うことができる。

第十七条 地方の専利業務を管理する部門は、国家技術調査官名簿データベースからの技術調査官の派遣、その行政裁決活動への参加を申請することができる。

第十八条 技術調査官が行政裁決業務に関する法令及び関連規定に違反し、横領・収賄、私利による不正を行い、虚偽、誤導又は重大な遺漏がある不実の技術調査意見を故意に発行した場合、規律・法律により責任を追及しなければならない。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第十九条 この規定の解釈権は国家知識産権局に帰属する。

第二十条 この規定は、公布の日から施行する。

出所：2021年5月10日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/10/art_75_159232.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。